

令和5年度 五泉市住居表示審議会（第1回）
会議録（要旨）

日 時 令和5年7月20日（木）午後3時～4時18分
場 所 五泉市村松支所第1・2会議室
出席委員 （8名）
1号委員 羽下貢委員、波塚静亮委員
2号委員 佐藤克実委員（代理：中川村松交番所長）、岩下達夫委員
3号委員 瀧澤修委員、斎藤史郎委員、金子トシ子委員、斎藤千栄子委員
欠席委員 （1名）
3号委員 今井将人委員
出席者 田邊正幸市長
事務局 支所長兼課長 安中浩之、課長補佐兼係長 波多野政彦
主査 江口満、主査 田中咲衣
傍聴者 なし
報道 なし

午後3時開会

[江口主査]

本日は大変ご多用のところご参集いただき大変ありがとうございます。定刻となりましたので、これより五泉市住居表示審議会を開催いたします。地域振興課の江口と申します。本日の配布資料は、次第、委員名簿、資料1、資料2、資料3です。ご確認をお願いします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。次第の2、市長あいさつですが、田邊市長、お願いします。

[田邊市長]

皆さんこんにちは。本日は大変暑いところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

前回、この会議におきまして今後について協議させていただきました。その後、ある意味ではスケジュールどおりですが、住民説明会を開催しております。住民説明会はあと残り1回でございますが、いろいろな方から様々なご意見をいただいております。先日の新潟日報に住民説明会のこと記事として掲載されました。新聞記者の立場ですから、反対や賛成など様々な声を踏まえた内容であったと思います。この住居表示事業については、私や市役所にも賛否の声を様々ないただいております。どちらかと言いますと、旧町名・歴史ある名称を活用して欲しいという声が多かったと思います。

本日の審議会では、説明会の状況などについて事務局から説明させていただきます。この事業を実施するとしてから随分と時間が経過していますので、早く決めていただきたいという住民の方もいます。また、市が一方的にやるのではなくて、やはり住民の合意の中で決めていただく、決めるべきだという声も当然あります。これまでも、何度か私が申し上げていますが、住民の皆

さんの合意がないと事業を進めることはできないと思います。この事業は市が一方的に進めることではなく、住民の意思を尊重しながら取りまとめる必要があると考えています。

本日の審議会におきましては、今年度の第1回目でもありますので、改めて仕切り直しをし、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと思っています。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

[江口主査]

ありがとうございました。田邊市長はこの後の公務がありますので、ここで退席いたします。

それでは、以降の審議会の議事進行は審議会規則第5条第2項の規定により、会長が進行することとなります。瀧澤会長様、進行をお願いいたします。

[瀧澤会長]

今井委員から欠席の連絡をいただいていますので、本日の出席委員は8名です。過半数の出席がありますので、次第に沿って議事を進行いたします。それでは、議題の(1)、住居表示説明会の状況について事務局から説明していただき、その後、審議に入りたいと思います。事務局よろしくお願ひします。

[波多野補佐]

地域振興課の波多野でございます。よろしくお願ひいたします。お配りした資料は3種類ございますが、順次説明をさせていただきます。

最初に資料1でございます。現在進行中でございますが、6月28日から7月23日までの間で、地区ごとに説明会を開催させていただいています。7月12日現在で142名の参加でございました。各説明会では様々な意見が出ています。主な意見ですが、資料2及び資料3に記載されています。

それでは資料2をご覧くださいと思います。資料2の1ページには様々な意見が出ていますが、大まかにこのような傾向として、意見集約させていただきました。2ページ目以降は各説明会での参加者の質疑やご意見、そして事務局でその時点で回答した要旨を記載しています。詳細については後ほどご覧くださいと思います。

それでは主なご意見です。「今のままで何が不便かわからない。このままでいいのではないか」、「これまでに町内名の看板等にお金をかけているのに、住居表示を実施することによって更にお金が必要になるのではないか」、会社経営の方の立場からだと思いますが、「住居表示の実施により会社等のあらゆる表示を変更しなければならない。手間や経済的負担が多いので、このままでいい」など、住居表示の実施そのものに反対との意見もございました。

次に5分割案に対する意見です。5分割案に概ね賛成という方の意見を集約しています。「5分割案の方がわかりやすいのではないか」、これは通称名に賛成という方に対する意見だと思いますが、「旧町名に少しこだわり過ぎているのではないか」、「旧町名は日常会話の中で使用し、住居表示は分けて考えればいいのではないか」との趣旨のご意見もございました。

次に通称名を活かした素案1から3に対するご意見です。3つの素案のうち、素案3を支持する声が多かったとの印象を受けています。「地域住民にとってわかりやすさと説明のしやすさを

重視した通称名を活かした案がいいのではないかとのご意見が多くありました。その他に、通称名を活かした素案について、境界が少し複雑となりますので、その辺りの細かいご質問やご意見がございました。

また、私どもの説明が少し不十分だったのかと思いますが、「5分割にすると通称名が消えるのではないかと」とのご意見が複数ありました。仮に5分割案だとしても通称名はそのままですとご説明はしましたが、そのように言われる方が複数おられました。その他の主なものですが、「住民の一定の合意とはどのように判断するのか」とご質問や、「住民投票はしないのか」とのご意見もいただきました。スケジュールの関係ですが、「今後、いつまでにどのように実施するのか。具体的なスケジュールは」とご質問、審議会の構成員に対するご質問もいただきました。通称名を活かした案に対しては、「街区方式の実施基準と違う部分があるが、法的には大丈夫なのか」とのご意見もございました。なお、細かなやりとりは、資料2の次ページ以降をご参照いただきたいと思います。

続きまして資料3です。資料3は参加者アンケートの集計結果です。最初から参加者アンケートを取ったわけではありません。全参加者は現時点で142名ですが、参加者アンケートの対象は103名となっています。参加者アンケートは3回目の説明会から取りました。何故3回目からかと申しますと、2回目の説明会が終わった後にその場では発言しにくいとのご意見があり、説明会に参加されても発言されない方の思いをくみ取る必要があると判断し、参加者アンケートを取ることといたしました。

それでは集計結果につきまして説明させていただきます。7月12日までの状況ですが、参加者アンケートの対象者103名中、回収は93名で90%以上の回収率でした。各項目については次のとおりです。説明の内容については概ね理解ができたというご意見が大半でした。一方で、「あまり理解できなかった」、「全く理解できなかった」、「未回答」も一定数ありました。

5分割案と通称名を活かした各案については、参考として把握する必要性がありましたので、質問事項に加えました。5分割案に対する集計結果はご覧のとおりです。どちらかといえば反対を含めて反対という割合が過半を超えている状況でした。通称名を活用した29分割案、32分割案、44分割案についてはそれぞれ妥当あるいは賛成だというご意見とその逆のご意見など賛否がありました。例えば、29分割案の場合、賛成・どちらかといえば賛成という割合は27%程度でした。一方で、どちらかといえば反対及び反対という割合は36%で、どちらかといえば反対の方が多い状況でした。32分割案でもそれぞれ意見が分かれる状況でした。44分割案では賛成どちらかといえば賛成の割合が他の案と比べて高いという結果でした。7月12日現在でございますが、そのような状況となっています。

次に、自由記入欄には回答のあった93人中52名の方から記載をいただきました。これを見ますと通称名を使って欲しいといった意見が多いという状況でした。現時点で説明会が全て終わってはいませんが、傾向は概ね見えてきたものと考えています。以上、簡単ではございますが、住居表示説明会の概要について説明させていただきました。

[瀧澤会長]

ただ今の事務局の説明で何かご意見やご質問はございますか。私も30代の若い人達に聞いてみましたが、親世代ではこだわっている方もいるようですが、若い人はどっちでもいいという回

答だったと思います。

[金子委員]

いま会長さんがおっしゃったように、私も説明会があるという案内をいただいた時に若い人に聞いてみました。若い人はわかりやすい方がいいという意見でしたが、それではわかりやすいとはどういうことかと尋ねても、はっきりとした回答はありませんでした。

今回の説明会で参加者から意見がいろいろ出されていますが、非常に細かなことですが、説明会の参加者のうち、若い方と年配の方との割合はどれくらいだったのでしょうか。大体で良いので、教えてください。

[波多野補佐]

年代別にアンケートは取っていませんが、60代以上の方の割合は参加者全体の8割か9割程度だったと思います。

[金子委員]

そうすると、60代未満の方は1割か2割ということですね。アンケートでも若い人の意見を聞いて欲しいという声が結構あったように思います。説明会に参加された方の年代からすると、旧町名にこだわっている声がすごく多いと思います。その辺をどうするかが一番の課題ではないかと思います。

[安中支所長]

会長、少しよろしいでしょうか。事務局としては、金子委員が言われるとおり、皆様のご意見を満遍なく意見集約したいと考えていますが、それではその意見集約ができたのかと言われると事業を進めるにあたり少し弱い部分といいますか、裏付けがしっかりできているのかと言われると少し厳しい気がいたします。今回の説明会は計10回開催することとじていますが、対象地域の方は5,000人程度おられます。参加者は現時点でその内の142人ですので、参加率は3%弱ということになります。どちらでもいいという方は恐らく説明会には来られないと思いますし、何か言いたいという方が来られているのが現状だと思います。来られない方々の声をどのように吸い上げていくのか、正直言いまして事務局としても悩んでいます。そのことについて、もう少し方法を考えて意見集約をやれということであれば、事務局としては動かなければならないと考えています。そこも含めてご審議をいただけたらと考えています。

[斎藤副会長]

これまでも皆さんに話してきましたが、私もこの審議会の委員になるまでは住居表示に関する法律は全然わかりませんでした。以前の会議で資料として配布された実施基準ですね。住居表示というのは自分が好きだとか嫌いだとかでは決められるものではない。あくまでも、法律に沿って実施するものであり、法律を無視することはできません。そうすると、恐らく説明会に参加している一般の方はほとんど法律のことはわからないと思います。前もって資料を全部配布し、これをよく読んできてください。それに基づいて意見をいろいろ出してもらえたら、全然違うと

思います。

私は1回目の説明会の時と6回目だったと思いますが、説明会に参加してみたらですね、全然、意見が出てこない時がありました。住居表示というのは法律で決まっている。法律を実行していく際には実施基準があることを私が説明しました。そしたら、皆さんは納得しておりました。恐らく、ほとんどの方が住居表示に関する法律や実施基準があることはわからないと思います。

私もこの役をするまではわかりませんでした。そうすると、ここに書いてあるのは全く法律を無視したようなことが出てきて…これは仕方ないことですね。特に、法律は大きなことをとらえて細かなことについては実施基準によって実施されるということを事務局で最初に皆さんに説明し、この資料も配って置いてですね、そして説明してもらえば、皆さんからはもっと理解していただけたのではないかと感じています。

皆さんの意見を私は無視することはできませんが、法律を無視したやり方は絶対できない。あくまでも法律に従って自分達の考えを最大限活かすことが一番大事なことだと思います。それを皆さんもよく検討いただきたいと思います。

[瀧澤会長]

私も若い人と話すと、若い人はわかりやすい方がいいと言うけれど、明確な答えを持ってないというか、どうでもいいと考えていると思いました。

私は先日、とある会社の社長さんから電話をいただきました。社長からは「あんたは会長だけど、どう考えている」と聞かれました。私もね、「下町の何々さんということであればわかりませんが、甲何番地とか乙何番地と言われてもわかりません」と答えました。「会長としてどのように進めたいのか」と問われたので、「住民の意向が大事である」と社長さんには答えました。社長もそれを大事にしてもらえばそれで良いというような話で終わったことがありました。

[波塚委員]

資料1を見れば一目瞭然でわかります。今の話をね、改めて旧町名で表示しないと範囲がわからないということですから、いずれにしても村松町時代から30年近く経過している。いま生活ができているので、大方の人は関心がない。しかし、言ってしまうと要するに合理的なまちづくりを進めるということについて、やはり一歩踏み出さないと、いつまでもこの状況でいるわけにはいかないということをご共有認識として持っていただくことが重要だと思います。それが5分割案なのか、それともいわゆる旧町名を活かした案なのか、やはりその中でも3つある中でどれがいいのかみたいな、微調整とか様々なこと今後必要になってくると思います。

これから、具体的にどうなのという話も出てくると思いますので、そこは丁寧に説明をしながら、進めていく必要があると思います。

[瀧澤会長]

官公庁の方も委員としておられるので、警察の方それから郵便局としてはどう思われますか。実際、というのが一番わかりやすいと思いますか。

[佐藤委員（代理：中川村松交番所長）]

私が言える立場なのかどうかわかりませんが、実際は通称名が入るとわかりやすいということはありません。昔からの地名があった方が区域とかエリアがわかりやすいです。警察では、一覧にしたファイルがあり、番地を聞いてファイルを見て通称名に照らし合わせて探すという手順でやっていますが、現状は番地が連番じゃないのでわかりにくいです。

[羽下委員]

住民の皆さんの多くは、登記の地番といわゆる住居表示を混同していると思います。そこを理解してもらわないといけないのがまず一つ。そして、先ほど斎藤副会長が言われましたけど、法律の関係です。外から来る人がわかりやすいということを法律は求めていないと思います。昔の法律は街区方式が絶対ということでしたけど、今の総務省、国ですけど、県もそういうことは地元の考え方があればすべて認めるという方向です。結局は、運用次第なのかと思います。ここに背割れ方式ができると書いてありますので、そういったことをきちんと説明してあげないと、皆さんはわからない。法律なんてわからないということなんです。

この2点をしっかり説明しないと、説明会を何回開いても理解してもらえないと私は思いますし、最終的にはこの場でどうですかと言って説明しないといけないと思います。案が3つも4つもあってどれがいいですかというような聞き方だと、まとまるわけがないと私は思います。最終的にどうしても駄目なら住民投票という方法もありますが、やはりたたき台を出してあげないと、それじゃ駄目だとかいうか、皆さんの地域の方々の意見をしっかり聞いて、どういうふうに修正するかを考えることが必要だと思います。1つのたたき台、案として出さないとうしようもないと思います。5分割案について、先ほど事務局でその部分に通称名を使うことはできますとか言っていましたが、どうやって使うのかという話です。

これだけもう何十年もかけてもできなかったわけだから、ある程度、市としてこういうやり方、そのようにした方が一番いいのではないですかというたたき台としての原案を作るべきです。その案を地域に落として、賛成多数でも一部は難しいかもしれないが、丁寧な説明が必要だと思います。この場で、例えば5分割案でいきたいとか、通称名を使いたいということであれば、たたき台は出せると思います。まだ説明会が全部終わってないので、終わった時点でもう一度集まって、話をする必要があるのではと思います。

[安中支所長]

会長、少しよろしいですか。今ほどの羽下委員の話ですが、実は今日の議題の括弧2の町名案という項目で、少し説明をさせていただこうと思っていました。

私どもは今までの説明会で、5分割案も当然、研究委員会が町名案を意見書という形で出されているというように説明させていただきました。そして、通称名を活用して欲しいという団体様と協議させてもらい、通称名を活かした案が3つ出されました。説明会はあと1回ですし、説明会の意見などを踏まえて、通称名を使うのか、使わないのかということが本日の審議会で方向性が決まれば、自ずと5分割案による通称名の案はなくなるものと考えています。

そうならば、29分割案か、32分割案か、44分割案かということをお場でご議論いただき、通称名を使うということであれば、当然それをもって住民の皆様にはお示しをしますし、名称と町割りの部分は改めて県とも通称名を使うという方向で調整していきたいという話はさせていた

だこうと考えています。説明会が終わり、今日の審議会でもある程度の方向を提示いただけるのであれば、少し時間をいただきますが、9月の下旬くらいに審議会を開催して、通称名を生かした区割りで皆さんからご審議いただきます。また、今度はその3つの案で再度、市民説明会という形がよいのか、ホームページ上でも公開して広く意見を募った後にある程度の方向が出せればと考えております。

[齋藤副会長]

どのような名称がいいですかという説明だと好き勝手な意見が出てきます。私は先程も言いましたが、住居表示というのはあくまでも法律に基づいて、その法律は大ざっぱなので、それを実施していくための実施基準が重要だと思います。実施基準というのは、要するに町の区域の合理化をしていくことだと。町の境界というのは、道路、鉄道もしくは、市道、その他恒久的な施設や河川で区切る。そして、街区数があまり多くなならない、少なくなり過ぎないと書いてあります。街区方式の実施基準にどんなふう書いてあるか、ちょっと読み上げさせていただきます。

町名の決め方は、できるだけ従来の町の名称、地域における歴史・伝統・文化の上に由緒ある名称を付けなければならない。このことに準拠して定めることを基本とする。今まで、私は使っているまちの名称は明治維新になってから変わりました。明治維新になった時に甲乙のコードを役所が変えたわけです。要するに、商人、寺社、お寺や神社ですね。明治維新からそのまま正式な住所として使われてきました。ところが、実際に住んでいる住民は、小路はもちろん使えるから使うけれど実際には例えば〇〇町と通称名で言った方がみんなよくわかります。あくまでも法律に基づいてやらなくては駄目だろうと思います。それから、丁目の数とかそれは概ね4丁目、5丁目位までで、8丁目とか9丁目などあまり多いような広い範囲を一つの町名にするということでは駄目だと思います。それから、街区規模がどれ位かというときちんと実施基準に出ています。一つの街区の規模は、基準面積が3,000平方メートル。大体30メートル掛ける100メートルです。戸数は30戸程度が適当であるということです。

阿部町長さんの時にこの事業を最初に始めましたが、初日の説明会でこんなの駄目だからやめると言い、説明会を1回開催しただけでやめてしまいました。2回目はこの前ですね。現在の審議会の前、伊藤市長さんの時です。私もその時の住居表示審議会の委員でした。金子委員もその1人でした。あの時は、最初から5分割ありきでしたので、そんなばかなことないだろうと思いました。それで進めるのなら私は委員を辞めると言いましたが、当時の警察署長さんが「齋藤さんは短気を起こさないで、黙ってそのまま続けましょう」と諭してくれました。本当に当時はもう5分割ありきで始めた事業でした。

説明会を開催する時に、事務局からあくまでも住居表示は法律に基づいて実施されるものであり、法律で認められないものはできないということを参加される住民によく説明し納得してもらった上で進めればよかったと思います。しかし、説明会では好きなように意見を言うてくださいということでした。法律を知っている人もいたかもしれませんが、恐らく知らない人がほとんどだったと思います。実施基準に沿って事業を進めないといけないと思います。

[羽下委員]

あと1回で説明会が終わりますが、先ほど支所長が話したとおり、審議会でこういうふうにする

るという方向を決めて、事務局が案を作って再度説明会をする必要もあると思います。その時にこのような基準で作りましたという説明があれば、皆さんも理解できるのではないかと思います。

[瀧澤会長]

ありがとうございます。それでは他にご意見ありませんか。

[安中支所長]

会長、少しよろしいでしょうか。確認ですが、審議会も当然ながら歩みを止めるわけにはいかないので、説明会と平行して進めさせていただくということによろしいでしょうか。

[瀧澤会長]

そういうことによろしいと思います。

[斎藤副会長]

少しいいですか。実施区域についてですが、おかしい箇所が2箇所あると思います。電車道、道路の外側、城下の辺りですが、実施区域を直せるのでしたら、区域を直した方が良いのではないかと思います。

[安中支所長]

該当する箇所は、五泉市との合併を機に字の変更により整理したものであり、城下1丁目、2丁目というように整理がされたものと考えています。

[羽下委員]

実施区域は議会で議決されており、それを変更すると難しい問題が生じるので、前提は崩さない方が良くと思います。

[瀧澤会長]

住居表示は郵便局が一番仕事上で関係してくると思いますが、どう思いますか。

[岩下委員]

実は、私は長野県民でこちらに来るのは今回が初めてです。今回、委員に委嘱させていただきました。村松はなるほどいい土地だなという印象を持っています。前任の局長からは資料を引継いでおり、配布いただいた資料は読ませていただきました。長い期間、いろいろと審議されているということが分かります。私も今回が初めてでしたので、配達担当にも聞いてみました。やはり、配達する区画の中でも甲とか乙が混在しているという話を聞きました。今の配達は機械区分けになっていますので、順番だけ組めば配達はできます。しかし、新しく赴任した人にとっては、やはり配達しにくいという話もありました。通称名のほうがわかりやすいという話は聞いていますが、郵便局としてこうして欲しいということを行うことは難しいと思っています。

[波塚委員]

審議会として、通称名を使うのか使わないのかという論点整理をする必要があると思います。

[瀧澤会長]

若い人はどう思いますか。斎藤委員どのように思いますか。

[斎藤(千)委員]

私はお店をしていますので、断然、通称名を使用した方が良いと思います。地元のお祭りなどで盛り上げる機会となれば良いと思います。好きとか嫌いとか愛着などの感情論や思い入れ、法律とかではなくて、生活するうえで通称名を使うことは必要だということです。一番わかりやすい住居表示にした方が良いと思います。

[瀧澤会長]

説明会でもこの場でも様々な意見が出されていますが、審議会としては通称名を使用することを決めていきたいと思いますが、何かご意見のある方はおられますか。通称名を使い事業を進めることについて、反対はないということによろしいでしょうか。

(出席委員全員一致により、通称名を使用し事業を進めることが確認された。)

[波塚委員]

この機会に、歴史と文化を見つめ直すきっかけに是非していただきたいと思います。知らないことが地元にはたくさんあるとか、昔の町の関わりとか、そういう掘り起こしも兼ねて文化や歴史を見つめ直せるような取り組みをした方がいいと思います。

[斎藤(千)委員]

今回、審議会の委員として、初めて住居表示の話を伺い、例えば、学校関係で何かできないかとか、子供達に小中学校の義務教育の授業で講演ではないですか、中学校で何かを絡めてできないかと思います。市役所・教育委員会や学校関係の方と連携して、地元の歴史とかそういうことについて何かやれないかと思います。

[瀧澤会長]

私が所属する団体では村松城由来のパネルを各学校に配布するなどの取り組みをしています。

[安中支所長]

これから住居表示整備事業が進めば、当然そういう歴史とか文化とかについては関心が持たれると思います。歴史や文化を語り継ぐということについては、私どもや教育委員会で十分検討させていただきたいと思います。

[羽下委員]

住居表示を実施する際の手続・・・例えば、ご自身で手続きをすること、会社で行うこと、役

所で行うことなどを分かりやすく整理して、説明・周知することが今後必要になると思います。

[安中支所長]

今ほどご審議いただきまして、町名については普段から生活に根づいたものを活かすという話をいただきました。通称名を使った素案は3つあります。先ほど申し上げた29分割案、32分割案、44分割案という大まかな素案でございます。その案をもう少し精度を高めさせていただいて、次回の審議会で検討をしていただきたいと思います。ある程度準備が整った時点で、委員の皆様方にお示しして、次回は実際に区割りがどうなのという部分についてご審議をいただく方向で進めさせていただきたいと思います。次回の開催時期ですが、9月後半位に開催したいと思っています。その辺また調整ができ次第、ご案内をさせていただきたいと思います。そのような方向で進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

[瀧澤会長]

郵便局や警察など関係機関の委員からも通称名の方が分かりやすいとの意見をいただきました。

[金子委員]

それでも通称名をすべて残せるわけではないので、通称名が使われなくて寂しいなどとか話もいろいろ出ると思いますが、事務局の方で上手に説明して欲しいと思います。

[瀧澤会長]

他にありませんか。それではご意見も出尽くしたのではないかと思いますので、本日の審議会はこれで閉会といたします。本日は大変ありがとうございました。

午後4時18分閉会